

## 弁護士費用等担保特約条項

### 第1条（当会社の支払責任）

当会社は、被保険者が偶然な事故により被害を被ること（以下「被害事故」といいます。）によって、保険金請求権者が、賠償義務者に対する被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求（以下「損害賠償請求」といいます。）を弁護士に委任する場合は、それによって当会社の同意を得て支出した弁護士費用等を負担することにより被る損害に対して、この特約条項および特定手続用海外旅行保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定に従い、弁護士費用保険金を保険金請求権者に支払います。

当会社は、被害事故によって、保険金請求権者が、被害事故にかかわる法律相談を行う場合は、それによって当会社の同意を得て支出した法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約条項および普通約款の規定に従い、法律相談費用保険金を保険金請求権者に支払います。

当会社は、被害が保険期間中かつ旅行行程中に生じ、かつ、保険金請求権者がその被害に対する損害賠償請求または法律相談を被害の発生日からその日を含めて3年以内に行った場合にかぎり、保険金（弁護士費用保険金および法律相談費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

### 第2条（保険事故）

この特約条項における保険事故は、被害事故をいいます。

### 第3条（用語の定義）

この特約条項において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

#### （1）被害

次のものをいいます。ただし、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。

イ．被保険者が身体に傷害または疾病を被ること（以下「身体の障害」といいます。）

ロ．被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損もしくは汚損または盗取<sup>（注1）</sup>されること（以下「財物の損壊」といいます。）

#### （2）保険金請求権者

被害を被った被保険者<sup>（注2）</sup>をいいます。

#### （3）賠償義務者

被保険者が被る被害にかかわる損害賠償請求を受ける者をいいます。

#### （4）弁護士

日本国外においては、保険金請求権者が損害賠償請求を委任したまたは法律相談を行った地および時における弁護士に相当する資格を有する者をいいます。

( 5 ) 弁護士費用等

訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。

( 6 ) 法律相談

法律上の損害賠償請求に関する弁護士が行う法律相談をいいます。ただし、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると当社が認めた行為を含みます。

( 7 ) 法律相談費用

前号に規定する法律相談の対価として弁護士に支払われるべき費用をいいます。

( 8 ) 初年度契約

この特約条項を付して締結した保険契約（以下この号において、「弁護士費用等担保契約」といいます。）であって、継続契約以外のものをいいます。この場合において継続契約とは、弁護士費用等担保契約の保険期間の末日<sup>(注3)</sup>の翌日を保険期間の初日とする弁護士費用等担保契約をいいます。

( 注 1 ) 盗取

詐取を含みません。

( 注 2 ) 被害を被った被保険者

被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

( 注 3 ) 弁護士費用等担保契約の保険期間の末日

弁護士費用等担保契約が保険期間の途中で解除された場合は、解除日をいいます。

#### 第 4 条（一連の損害賠償請求）

同一の被害を理由として行われた一連の損害賠償請求は、損害賠償請求が行われた時もしくは場所または損害賠償請求の相手方の数等にかかわらず、一つの損害賠償請求とみなし、最初の損害賠償請求が行われた時にすべての損害賠償請求が行われたものとみなします。

#### 第 5 条（保険金を支払わない場合 - その 1）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ( 1 ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変
- ( 2 ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ( 3 ) 台風、こう水または高潮
- ( 4 ) 核燃料物質<sup>(注1)</sup>もしくは核燃料物質<sup>(注1)</sup>によって汚染された物<sup>(注2)</sup>の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ( 5 ) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ( 6 ) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ( 7 ) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ( 8 ) 被保険者に対する刑の執行
- ( 注 1 ) 核燃料物質  
使用済燃料を含みます。
- ( 注 2 ) 核燃料物質によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。

#### 第 6 条 ( 保険金を支払わない場合 - その 2 )

当社は、次の各号のいずれかに該当する被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ( 1 ) 被保険者の故意によって発生した被害事故
- ( 2 ) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、酒に酔った状態<sup>(注1)</sup>で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した被害事故
- ( 3 ) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した被害事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の者の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。
- ( 4 ) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
- ( 5 ) 被保険者が自動車で競技、曲技<sup>(注2)</sup>もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中<sup>(注3)</sup>に発生した被害事故
- ( 6 ) 被保険者または被保険者の使用者の業務の用に供される財物および業務に関連して受託した財物について生じた被害事故

当社は、次の各号のいずれかに該当する身体の障害または財物の損壊が発生した場合は、保険金を支払いません。

- ( 1 ) 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態で発生した身体の障害または財物の損壊

- ( 2 ) 液体、気体<sup>(注4)</sup>または固体の排出、流出またはいつ出により生じた身体の障害または財物の損壊。ただし、不測かつ突発的な事由による場合には、このかぎりではありません。
- ( 3 ) 財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由を理由とする財物の損壊
- ( 4 ) 被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊
- ( 5 ) 労働災害により生じた身体の障害
- ( 6 ) 被保険者が次の行為<sup>(注5)</sup>を受けたことによって生じた身体の障害
- イ．診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防
  - ロ．医薬品または医療用具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
  - ハ．身体の整形
  - ニ．あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
- ( 7 ) 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有害な特性に起因する身体の障害または財物の損壊
- ( 8 ) 外因性内分泌攪乱化学物質の有害な特性に起因する身体の障害または財物の損壊
- ( 9 ) 電磁波障害に起因する身体の障害
- ( 10 ) 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害または財物の損壊
- ( 11 ) 初年度契約の保険期間の開始日<sup>(注6)</sup>より前に被保険者が被害の発生を予見した<sup>(注7)</sup>身体の障害または財物の損壊
- ( 注 1 ) 酒に酔った状態
- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。
- ( 注 2 ) 競技、曲技
- 競技または曲技のための練習を含みます。
- ( 注 3 ) 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中
- 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
- ( 注 4 ) 気体
- 煙、蒸気、じんあい等を含みます。
- ( 注 5 ) 次の行為
- 不作為を含みます。
- ( 注 6 ) 保険期間の開始日
- この特約条項が保険期間の途中で付帯された場合は、異動承認書記載の異動日
- ( 注 7 ) 被害の発生を予見した
- 予見していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

## 第 7 条 ( 保険金を支払わない場合 - その 3 )

当社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者またはその配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）と生計を共にする同居の親族

(2) 被保険者の父母、配偶者または子

当社は、次の各号のいずれかに該当する損害賠償請求または法律相談を保険金請求権者が行う場合は、それにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

(1) 被害に対して保険金の請求が行われる保険契約<sup>(注)</sup>の保険者に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

(2) 損害賠償請求を行う地および時において社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

(注) 保険契約

共済契約を含みます。

#### **第8条（支払保険金の限度）**

当社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、1回の被害事故につき、100万円を限度とします。

当社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、1回の被害事故につき、10万円を限度とします。

#### **第9条（損害賠償請求等の通知）**

保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が損害賠償請求を行う場合また訴訟の提起を行う場合には、当社に次の各号に掲げる事項について事前に書面で通知しなければなりません。

(1) 損害賠償請求を行う相手の氏名または名称およびその者に関して有する情報

(2) 被害の具体的な内容

(3) 損害賠償請求を行う相手との交渉の内容

(4) その他当社が必要と認める事項

保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて前項の規定に違反した場合、または前項各号に掲げる事項について知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げた場合は、当社は、その損害に対して保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときには、その返還を請求することができます。

#### **第10条（保険金請求権者の協力）**

保険金請求権者は、当社の求めに応じ、訴訟、反訴または上訴の進捗状況に関する必要

な情報を当会社に提供しなければなりません。

保険金請求権者が、正当な事由がなくて前項の規定に違反した場合は、当社は、その損害に対して保険金を支払いません。

#### 第 11 条（損害賠償請求の撤回等）

保険金請求権者は、訴訟の取下げまたは損害賠償請求の放棄もしくは撤回をする場合は、当社に通知しなければなりません。

保険金請求権者が、正当な事由がなくて前項の規定に違反した場合は、当社は、その損害に対して保険金を支払いません。

第 1 項の場合において、当社がすでに保険金を支払っていたときには、当社は、すでに支払った保険金の返還を請求することができます。ただし、示談が成立した場合は、このかぎりではありません。

#### 第 12 条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等および法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

この特約条項にかかる保険金の請求書類は、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類または証拠とします。保険金請求権者が保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生の際の翌日から起算して 60 日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金の請求書類を当社に提出しなければなりません。

( 1 ) 損害の額を証明する書類

( 2 ) その他当社が特に必要と認める書類または証拠

保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。

被保険者または保険金請求権者が第 2 項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、保険金を支払いません。

#### 第 13 条（保険金の削減）

保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる損害賠償請求と被害事故以外にかかわる損害賠償請求を同時に行うときは、損害の額に次の割合を乗じた額を支払います。

被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額

被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額および

被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額の合計額

保険金請求権者が法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる法律相談と被害事故以外にかかわる法律相談を同時に行うときは、損害の額に次の

割合を乗じた額を支払います。ただし、保険金請求権者が同一事故にかかわる法律相談を1回しか行わなかった場合はこのかぎりではありません。

$$\frac{\text{被害事故にかかわる法律相談に要した時間}}{\text{被害事故にかかわる法律相談に要した時間および被害事故以外にかかわる法律相談に要した時間の合計時間}}$$

#### 第14条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第1条（当会社の支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計が損害の額を超えるときは、当会社は次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$$

#### 第15条（支払保険金の返還）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った保険金の返還を求めることができます。

- (1) 弁護士への委任の取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合
- (2) 被害事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者から当該訴訟に関する弁護士費用の支払を受けた場合で、次のロ.の額がイ.の額を超過する場合

イ. 保険金請求権者が当該訴訟について弁護士に支払った費用の全額

ロ. 判決で確定された弁護士費用の額と当会社が第1条（当会社の支払責任）の規定によりすでに支払った保険金の合計額

前項の規定により当会社が返還を求める保険金の額は、次の各号のとおりとします。

- (1) 前項第1号の場合は返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第1条（当会社の支払責任）の規定により支払われた保険金のうち着手金に相当する金額を限度とします。
- (2) 前項第2号の場合は超過額に相当する金額。ただし、第1条（当会社の支払責任）の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

#### 第16条（代位）

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の範囲内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内

で、保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。

#### **第 17 条（失効後の保険金の支払）**

普通約款第 12 条（保険契約の失効）により保険契約が失効した後であっても、この特約条項の規定に従い、弁護士費用保険金を支払います。

#### **第 18 条（準用規定）**

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約条項の規定を準用します。